

随意契約理由書

件名	豊中つばさ公園『ma-zika』一部開園イベント支援業務
契約の相手方	株式会社K U L
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
随意契約理由	・本業務は、指定管理業務である「施設利用者対応業務」の中の「賑わい創出業務」において、『本市が主催、共催、協賛又は後援してイベント等を開催する場合、本市が認める団体等が主催してイベント等を開催する場合は、適切に協力すること。』との規定に該当するもので、指定管理業務と密接に関連する付帯的な業務である。 ・また、公園内の有料駐車場を一部閉鎖して会場とすることから、指定管理者との協議等が必要になる。 ・こうしたことから、本公園の指定管理者となる「HARADA 緑と風のエアガーデングループ・管理運営チーム」の代表企業である株式会社K U Lに本業務を委託することで、履行期間の短縮、経費の節減、円滑かつ適正な管理運営が確保できると考えられるため、同事業者と随意契約を締結するもの。
備考	